



# 第23回 定時株主総会 招集ご通知

## ■ 日 時

2019年11月26日(火曜日)午前10時  
(受付開始 午前9時30分)

## ■ 場 所

東京都千代田区大手町一丁目9番7号  
大手町フィナンシャルシティ サウスタワー3階  
カンファレンスセンター ホール1

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

開催場所が昨年の会場から変更となりますので、お間違いないようご注意願います。

## 目 次

第23回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役6名選任の件	
第4号議案 監査役3名選任の件	
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	
添付書類	
事業報告	16
計算書類	34
監査報告書	37

株式会社ストライク

証券コード：6196

証券コード6196  
2019年11月8日

## 株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目9番2号  
**株 式 会 社 ストライク**  
代表取締役社長 荒 井 邦 彦

### 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）により議決権行使していただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2019年11月25日（月曜日）午後5時45分までに議決権行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2019年11月26日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場所 東京都千代田区大手町一丁目9番7号  
大手町フィナンシャルシティ サウスタワー3階  
カンファレンスセンター ホール1  
開催場所が昨年の会場から変更となりますので、お間違いのないようご注意願います。
3. 株主総会の目的事項  
報告事項 第23期（自2018年9月1日 至2019年8月31日）事業報告及び計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

- (1)書面による議決権行使の場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年11月25日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。
- (2)インターネットによる議決権行使の場合は、後記（3頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の上、2019年11月25日（月曜日）午後5時45分までに賛否をご入力ください。
- (3)インターネットによる方法で議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (4)書面とインターネットによる方法とを重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

以上

- 
- ◎お土産のご用意はありませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。
  - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。
  - ◎計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の定めに従い、当社ホームページ(<https://www.strike.co.jp>)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ホームページ掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類であります。
  - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は当社ホームページ(<https://www.strike.co.jp>)に掲載させていただきます。

## 議決権の行使についてのご案内

### 株主総会にご出席いただける場合



株主総会開催日時  
2019年  
11月26日（火曜日）  
午前10時開催

（受付は午前9時30分に開始いたします。）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。

\* 代理人による議決権行使は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会に出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

### 株主総会にご出席いただけない場合



郵送（書面）による  
議決権行使

行使期限

2019年11月25日（月曜日）  
午後5時45分到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネットによる  
議決権行使

行使期限

2019年11月25日（月曜日）  
午後5時45分までに行使

パソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。議決権行使ウェブサイト及び議決権行使方法の詳細につきましては、下記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. 「議決権行使ウェブサイト」（ID・パスワード入力）による方法

- ①「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://www.web54.net>

- ②パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。  
③パスワードは、行使される方がご本人であることを確認する手段です。当社よりパスワードをお問い合わせすることはございません。  
④パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

### 2. ご注意

- ①行使期限は2019年11月25日（月曜日）午後5時45分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めのご行使をお願いいたします。  
②郵送とインターネットにより、議決権を重複してご行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回ご行使された場合は、最後にご行使されたものを有効とします。  
③インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。  
④インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

### 3. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社 証券代行部までお問い合わせください。

「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先 0120-652-031 (9:00~21:00)

### 4. 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様に關しましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保に留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としており、当面は当期純利益の概ね20%を目標として配当していく方針であります。当期の期末配当につきましては、上記の方針に従い、以下のとおりいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 14.5円 総額 277,010,378円

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年11月27日

## 第2号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。本定款変更は本総会終結の時をもって効力が生じるものとします。

### 1. 提案の理由

当社の事業活動の現状に即して事業内容をより明確にするとともに、今後の事業展開等に対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行い、またその他、項目の新設に伴い号数の繰り下げを行うものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)  (目的) 第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. インターネット及びその他の通信を利用した企業情報提供サービス 2. 企業の合併等の組織再編行為、資本提携、業務提携の仲介 3. 企業の事業譲渡及び事業用資産の売買の仲介 4. 企業経営、資産運用、事業承継に関する企画の立案並びにコンサルティング 5. デュー・ディリジェンス業務 6. 企業価値の評価 7. 講演会、セミナー等の企画及び開催 8. 書籍、原稿の企画及び執筆 9. 経理事務の代行 (新設) (新設) 10. 前各号に付帯する一切の業務	第1条 (現行どおり)  (目的) 第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. インターネット及びその他の通信を利用した企業情報提供サービス 2. 企業の合併等の組織再編行為、資本提携、業務提携の仲介 <u>及びアドバイザリー業務</u> 3. 企業の事業譲渡及び事業用資産の売買の仲介 <u>及びアドバイザリー業務</u> 4. 企業経営、資産運用、事業承継に関する企画の立案並びにコンサルティング 5. デュー・ディリジェンス業務 6. 企業価値の評価 7. 講演会、セミナー等の企画及び開催 8. 書籍、原稿の企画及び執筆 9. 経理事務の代行 <u>10. インターネット等のオンラインを利用した広告</u> <u>11. 有価証券の投資、売買並びにその他の投資</u> 12. 前各号に付帯する一切の業務
第3条～第43条 (条文省略)	第3条～第43条 (現行どおり)

### 第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役6名全員が任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役会が経営陣幹部の選任並びに取締役候補者の指名を行うに当たっては、執行役員以上からの推薦をもとに、独立役員の意見を聴取したうえで、審議を行い決定しております。

#### 【社外取締役の独立性判断基準】

当社の社外取締役の選任に当たっては、企業経営や各専門分野における豊富な経験と高い見識並びにその職務に相応しい人格を有する方を社外取締役候補者に指名しております。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	当期開催の取締役会出席率	取締役在任年数	社外取締役の専門性
1 再任	荒井 邦彦 あらい くにひこ	代表取締役社長	100% (18/18回)	22年	—
2 再任	鈴木 伸雄 すずき のぶお	取締役副社長	100% (18/18回)	10年	—
3 再任	金田 和也 かなだ かずや	取締役兼執行役員 企業情報部担当	100% (18/18回)	2年	—
4 再任	中村 康一 なかむら こういち	取締役兼執行役員 管理部担当	100% (18/18回)	5年	—
5 再任 社外取締役候補者 独立役員	田代 正明 たしろ まさあき	社外取締役	100% (18/18回)	4年	企業経営
6 新任 社外取締役候補者 独立役員	小駒 望 こじま のぞみ	—	—	—	財務会計
女性					

(注)本議案が原案どおり承認されると、社外取締役は2名となり、当社取締役における社外取締役の割合は3分の1以上となります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	荒井 邦彦 (1970年11月19日生) 再任	1993年4月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 1997年7月 当社設立。代表取締役社長に就任(現任) 1999年6月 (株)テイン監査役 2005年6月 (株)アミューズ監査役 2005年10月 (株)セルバンク取締役	4,097,000 株
	取締役会出席状況	100% (18回／18回)	
	取締役在任年数	22年	
	取締役候補者とした理由	当社の創業者であります。1997年の設立から卓越した先見の明で当社の発展を牽引する等、経営に関する豊富な経験・知識・知見を有しております。当社の事業推進と持続的な企業価値向上のために強いリーダーシップを發揮していることから、同氏を引き続き取締役候補者としました。	
2	鈴木 伸雄 (1948年11月28日生) 再任	1972年4月 (株)協和銀行(現 (株)りそな銀行)入行 1989年8月 協和ファイナンシャルファーチャーズ(シンガポール)取締役社長 1992年12月 (株)あさひ銀行(現 (株)りそな銀行)長岡支店長 1995年5月 同行シカゴ支店長 2002年6月 あさひ銀事業投資(株)(現 りそなキャピタル(株))取締役 2003年11月 当社入社 2008年4月 (株)Sホールディングス取締役(現任) 2009年6月 当社取締役副社長 2009年8月 (株)セルバンク取締役(現任) 2015年11月 当社取締役副社長兼執行役員企業情報部統括部長 2017年11月 当社取締役副社長(現任)	540,000 株
	取締役会出席状況	100% (18回／18回)	
	取締役在任年数	10年	
	取締役候補者とした理由	長年に渡る金融機関での経営経験と海外駐在を長期にわたって経験されるなど、豊かな経験を有しております。当社入社以来、金融機関との業務提携、国際感覚を通じた経営に貢献してまいりました。当社の持続的な企業価値向上を目指すに当たり、適切な人材と判断していることから、同氏を引き続き取締役候補者としました。	

候補者番号	氏年月日 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	かねだ かずや <b>金田 和也</b> (1981年8月13日生) 再任	2006年12月 あすさ監査法人(現 有限責任 あすさ監査法人)入所 2009年7月 当社入社 2013年12月 当社執行役員第二企業情報部長 2017年11月 当社取締役兼執行役員企業情報部担当(現任)	352,900 株
	取締役会出席状況	100% (18回/18回)	
	取締役在任年数	2年	
	取締役候補者とした理由	入社以来、企業情報部でコンサルタントに従事し、2013年には当社執行役員に就任。現在企業情報部担当として、卓越したリーダーシップを發揮し、環境の変化に対応した機動的なマネジメントと経営に貢献してまいりました。当社の持続的な企業価値向上を目指すに当たり、適切な人材と判断していることから、同氏を引き続き取締役候補者としました。	
4	なかむら こういち <b>中村 康一</b> (1974年6月24日生) 再任	1999年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2005年1月 公認会計士中村康一事務所開設 2005年8月 中村康一税理士事務所開設 2014年2月 当社取締役管理部長 2014年11月 当社取締役兼執行役員管理部長 2017年11月 当社取締役兼執行役員管理部担当(現任)	191,500 株
	取締役会出席状況	100% (18回/18回)	
	取締役在任年数	5年	
	取締役候補者とした理由	公認会計士及び税理士であり、会計・財務の知見と豊富な経験を有しており、情報開示実務や業務管理体制作りで当社の経営に貢献してまいりました。当社の持続的な企業価値向上を目指すに当たり、適切な人材と判断していることから、同氏を引き続き取締役候補者としました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p style="text-align: center;">たしろ まさあき <b>田代 正明</b> (1941年12月10日生) 再任 社外取締役候補者 独立役員</p>	<p>1965年 4月 オリエント・リース(株)(現 オリックス(株))入社 2003年 6月 同社常務執行役 2004年 2月 同社専務執行役 2005年 3月 (株)大京取締役 2005年 4月 同社代表取締役社長 2005年 6月 同社取締役兼代表執行役社長 2010年 6月 同社相談役 2015年11月 当社社外取締役就任(現任)</p>	一 株
	取締役会出席状況	100% (18回／18回)	
	社外取締役在任年数	4年	
	社外取締役候補者とした理由	長年の経営者としての豊富な経験と知見をもとに、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。	
6	<p style="text-align: center;">こごま のぞみ <b>小駒 望</b> (戸籍名: 今岡 望) (1980年7月31日生) 新任 社外取締役候補者 独立役員 女性</p>	<p>2006年12月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2008年 4月 パレスキャピタル(株)入社 2010年11月 小駒望公認会計士事務所代表 2012年 8月 虎ノ門有限責任監査法人社員(現任) 2016年 6月 ユナイテッド(株)社外監査役(現任) 2018年 6月 (株)FIS社外監査役(現任)</p>	一 株
	取締役会出席状況	—	
	社外取締役在任年数	—	
	社外取締役候補者とした理由	公認会計士としての豊富な経験と専門性を有し、また上場会社の監査役としての職務経験をもとに、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、社外取締役候補者としました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 田代正明及び小駒望の両氏は社外取締役候補者であります。また、当社は、田代正明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、届け出ておりますが、再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定し、届け出る予定であります。また小駒望氏についても、新たに独立役員として指定し、届け出る予定であります。  
 3. 田代正明氏とは当社の定款の定めに基づき、責任限定契約を締結しており、その契約の概要は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。本総会において再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。  
 4. 小駒望氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

## 第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

### 【社外監査役の選定基準と手続】

当社の社外監査役選定基準にあたっては、監査体制の中立性及び独立性を一層高める目的をもって選任されることとし、中立の立場から客観的に監査意見を表明できることとし、監査役のうち最低1名は財務・会計に関する十分な知見を有する方としております。また手続については、選定基準を踏まえ、独立役員の意見を聴取したうえで審議を行い、監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて決定しております。

候補者番号	氏年月日 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	荒木 二郎 (1950年2月24日生) 再任 社外監査役候補者 独立役員	1972年4月 住友信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行(株))入社 1999年6月 同社執行役員 神戸支店長 2004年6月 同社代表取締役 専務執行役員 2006年6月 住信リース(株)(現 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス(株))代表取締役社長 2008年6月 住友信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行(株))顧問、 住友不動産(株)顧問 2009年8月 三協・立山ホールディングス(株)監査役 2012年6月 三協立山(株)監査役 2014年7月 当社監査役就任(現任) 2015年8月 三協立山(株)取締役(監査等委員)	39,800 株
	取締役会出席状況	100% (18回/18回)	
	監査役会出席状況	100% (14回/14回)	
	社外監査役在任年数	5年	
	社外監査役候補者とした理由	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営執行に対する監査等において適切な役割を果たしていることから適任と判断し、引き続き社外監査役候補者としました。	

候補者番号	氏年月名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	寿藤 聰 (1964年5月7日生) 再任 社外監査役候補者 独立役員	1987年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 1992年7月 寿藤聰公認会計士事務所開業 1998年6月 当社監査役就任(現任) 2002年8月 税理士法人ブレイン綜合会計代表社員 2006年10月 (株)パートナーズ・ホールディングス取締役 (株)パートナーズ・コンサルティング代表取締役 (株)パートナーズ・アセット・アドバイザリー代表取締役 2008年4月 (株)グローバル・パートナーズ・コンサルティング取締役 2010年4月 寿藤会計事務所入所 2015年1月 税理士法人ブレイン綜合会計代表(現任)	37,000 株
取締役会出席状況		100% (18回/18回)	
監査役会出席状況		100% (14回/14回)	
社外監査役在任期数		21年	
<b>社外監査役候補者とした理由</b> 公認会計士及び税理士としての知識と経験を有しており、当社において上場前から長きに渡り社外監査役として適切な活動・発言を行ってきていること等から適任と判断し、引き続き社外監査役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p>くろまつ ももえ <b>黒松 百亜</b> (1974年8月22日生) 再任 社外監査役候補者 独立役員 女性</p>	<p>2001年12月 弁護士登録、御正・市原法律事務所入所 2004年3月 田邨・大橋・横井法律事務所(現 晴海協和法律事務所)入所(現任) 2015年11月 当社監査役就任(現任)</p>	一 株
	取締役会出席状況	100% (18回／18回)	
	監査役会出席状況	100% (14回／14回)	
	社外監査役在任年数	4年	
	社外監査役候補者とした理由	<p>弁護士としての知識と経験を有しております、当社の社外監査役に選任されて以降、経営全般の監視において適切な活動・発言を行っておられます。なお、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、以上の理由により、職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としました。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 荒木二郎、寿藤聰及び黒松百亜の各氏は社外監査役候補者であります。また、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、届け出ておりますが、各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定し、届け出る予定であります。  
 3. 荒木二郎、寿藤聰及び黒松百亜の各氏とは当社の定款の定めに基づき、責任限定契約を締結しており、その契約の概要は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で締結した当該責任限定契約を継続する予定であります。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、その選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりあります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
うすい そうのすけ <b>臼井 壮之介</b> (1953年11月15日生) 補欠社外監査役 候補者	1976年 4月 大同生命保険相互会社(現 大同生命保険株)入社 2000年 7月 同社取締役 2015年 4月 (株)T & Dホールディングス取締役副社長執行役員 2018年 6月 岡三証券(株)社外監査役(現任)	一 株

### 補欠社外監査役候補者とした理由

長年経営に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しております、当社の経営全般の監視に活かしていただき、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 臼井壮之介氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 臼井壮之介氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

以上

## 添付書類

# 事業報告

〔自 2018年9月1日〕  
〔至 2019年8月31日〕

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用情勢の改善が続いている、景気は緩やかに回復してまいりました。しかしながら、2019年10月の消費税率引き上げや、米中の貿易摩擦による景気減速懸念等、依然として景気の先行きは不透明な状況にあります。

当社の事業領域である中堅・中小企業のM&A市場は、依然として拡大傾向にあります。中堅・中小企業の事業承継は政府が政策課題として掲げるほど問題は根深く、後継者が確保できず経営者の高齢化が進んでいるのが現状です。中小企業庁が2019年4月に公表した「2019年版中小企業白書」によると、最も多い経営者の年齢は1995年に47歳でしたが、2018年には69歳になり、そして経営の担い手（会社などの役員又は自営業主）となる数は、2017年時点で60歳以上が59歳以下を上回り、経営者と経営の担い手の高齢化が進んでおります。こうした中で、事業承継は喫緊の課題であり、後継者不在を理由に企業が廃業に追い込まれることがないよう、政府も支援体制を拡充しております。後継者不在問題を抱える企業に、M&Aが有力な解決策として認知されるよう、支援体制のさらなる強化やM&A解決策の普及が必要と考えられます。

このような状況のもと、2018年10月と11月は全国5か所で、2019年2月と3月は全国5か所で、2019年6月と7月は全国17か所で大規模なセミナーを開催しました。その他小規模なセミナーも開催することにより、多くの方々にM&Aについて理解いただく機会を設けることができました。また広報活動も積極的に行い、外部向けには信用力の向上および知名度の向上、内部向けには社員の帰属意識を高め、組織の一体化を図ることで、顧客が安心して相談できる環境を整備しました。

業務提携については、1月に東北税理士協同組合、4月に滋賀県税理士協同組合と業務提携し、税理士事務所とのネットワークをさらに広げてまいりました。また、提携先金融機関より人材を受け入れることで、提携先金融機関内においてM&Aを担当する人材の育成を担い、協業によるM&A支援体制の強化を行いました。

人員面については、受託案件の増加に対応するとともに、今後更なる成長を目指すため、積極的な採用を行い、当事業年度においてM&Aコンサルタントを42名増員いたしました。人員増加とともに、関西エリアでの更なる営業力強化と業務の効率化を目指し、3月に大阪オフィスを移転いたしました。

また、2015年7月に開設したM&Aの総合情報専門サイト「M&A Online」は、当期においてデータベースを拡充すること等の効果もあり、2018年11月に月間100万ページビュー

一を超え、以後継続的に毎月100万ページビューを超す安定した閲覧数を確保しております。このような背景のもと、「M& A Online」上で3つの新サービスを2019年7月より開始いたしました。

- ①当社だけでなく他社の譲渡案件を掲載した「M& A Online Market」の創設
- ②買収希望企業による買収ニーズを掲載した「求社広告」
- ③閲覧者向けの「一般広告」

このような取り組みのもと、当事業年度における新規受託は当初計画を上回り、289件の実績となりました。売上高は、当社の顧客である譲渡企業と買収企業のどちらかが大企業となる案件も増えてきていること等に伴い、当初予定に比べ成約までの期間がやや長期化する傾向となり、成約組数は計104組（前期88組）と伸び悩んだものの、大型案件が6組成約するとともに、全体的に成約単価が上昇し、5,077百万円（前期比35.6%増）と増収となりました。売上原価は、積極的なコンサルタントの人員増強による先行投資や売上増加に伴うインセンティブの増加等により、1,910百万円（前期比34.0%増）、販売費及び一般管理費は、人員数の増加等による人件費の増加、採用費用の増加、本社以外のオフィス移転及び本社増床による地代家賃の増加等により1,280百万円（前期比32.6%増）となった結果、営業利益は1,886百万円（前期比39.5%増）となりました。経常利益は、自己株式取得費用が発生し、1,889百万円（前期比39.4%増）となり、当期純利益は1,342百万円（前期比45.9%増）と増益となり、過去最高の業績となりました。

なお、当社はM& A仲介事業の单一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

## (2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資等の総額は28百万円であり、その主な内訳は、大阪オフィスの移転に伴う有形固定資産の取得等であります。このほか、これらの移転及び本社の増床に伴い、敷金を新たに39百万円差し入れております。

なお当事業年度において、重要な設備の除却、売却はありません。

## (3) 資金調達の状況

重要な事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

### ① 信用力の向上

中堅・中小企業の譲渡希望先にとって、会社を譲渡することは非常に重い決断であるとともに、今まで企業を育ててきた努力を将来の新たな活力に繋げる生涯における一大事であります。譲渡希望先は様々な不安を抱えながら、決断を行い、理想の買収先を求め、交渉を進めていきます。一方、買収希望先にとっては、貴重な経営資源を新たな会社に投下することは新たなリスクを抱えるものであり、慎重に会社を選定し、交渉を進め、決断を行います。

このような状況下、譲渡先と買収先がM&Aを進める上では、仲介会社である当社の信用力が必要不可欠であり、顧客からの安心感を得られる体制を構築することが重要な課題であると認識しております。

この課題を解決すべく、社会的信用力の向上を目指すとともに、更に信頼される企業となるべく、社内管理体制及びコンプライアンス体制の整備・充実を図ってまいります。また、業務・サービスの品質を高めるべく、従業員の専門性を高めるため社内教育を推進するとともに、徹底的に顧客と向き合い案件を進めていく企業文化を構築するため、案件会議を毎週開催し、社内コミュニケーションの促進、情報の共有を推進してまいります。

### ② 譲渡案件の探索

M&A仲介事業の拡大のために、譲渡案件の探索及び受託を重要な課題と考えております。当社では、セミナー開催、広報誌の発行、WEB・新聞・雑誌での記事掲載により、M&Aに関する情報発信による潜在的な譲渡希望ニーズの発掘に取り組んでおりますが、発信する情報の拡充を図るとともに、効果的・効率的に譲渡案件が受託できるよう努めてまいります。この一環として、M&A専門の情報サイト「M&A Online」上のコンテンツを充実させることで情報発信を強化してまいります。また、経営者の悩みやニーズに適切に

応えるべく、潜在的な顧客へのダイレクトマーケティングも持続的に強化してまいります。

一方、金融機関や会計事務所を中心とした業務提携により間接的な案件受託を推進しておりますが、当該受託の増加を図るため、新たな提携先の探索や提携領域の拡大に取り組んでまいります。

### ③M&A活動エリア、M&A対象分野の拡充

当社は、東京に本社を置くとともに、札幌、仙台、名古屋、大阪、高松、福岡にオフィスを設置し、全国の企業をM&A仲介の対象としておりますが、社内の人的資源にも限りがあり、全国全てのエリアにおいてM&Aニーズへの十分な対応ができているとは判断しておりません。このため、顧客ニーズに十分な対応ができていないエリア等を見極め、その時々で注力エリアを選別することで経営資源の有効的な活用を図るとともに、中長期的にはそのエリアの拡大に努めてまいります。その一環として、営業力強化と業務の効率化を図るため、当期において地方オフィスのコンサルタント人員を16名増員するとともに、2019年3月に大阪オフィスを移転いたしました。

事業承継問題を背景に、中堅・中小企業のM&A市場は活性化している状況ですが、事業承継だけに限定することなく、スタートアップ企業のエグジット、事業整理、事業再生目的等多様なM&Aニーズにも対応を図るとともに、M&Aを利用した新たな問題解決手法を創出することも視野に入れ、M&A市場全体が発展していく中で安定的な経営が行えるよう努めてまいります。当事業年度に成約したスタートアップ企業のM&Aは9組となりましたが、今後ますます更なる推進を図ってまいります。

### ④人材の確保・育成

当社では、M&A仲介事業を持続的に成長させるために最重要となる経営資源は人的資源であると考えており、優秀なM&Aコンサルタントを継続的に獲得し、育成し、維持していくことが課題であると認識しております。

獲得に関しては、専門的な知識を有する人材、多様な分野に精通している人材、営業力・交渉力に長けた人材等の有能な人材を獲得することに注力していく方針としております。

従業員の育成のため、専門的知識や専門的スキルの向上のための社内研修の充実、M&A情報の共有等の施策を図ることとしております。特に当事業年度においては、多くのM&Aコンサルタントを採用したこともあり、当事業年度に入社したM&Aコンサルタントが早期に収益貢献できるよう育成に努めてまいります。さらに、優秀なM&Aコンサルタントの定着率を向上させるため、成果主義に基づく給与制度や人事考課制度を採用しておりますが、

社会環境や組織構造の変化に対応して隨時見直しを行うとともに、従業員が積極的に仕事に取り組める環境を整備してまいります。

#### ⑤マッチングサイト「M&A市場SMART」の更なる活用

当社では、譲渡希望先の意向によって、インターネット上でのマッチングサイト「M&A市場SMART」に企業名を伏せたまま案件概要を掲載し、買収に関心のある企業を募っております。「M&A市場SMART」を活用し、不特定多数の企業から買収候補先を探索することは、譲渡希望先にとってはより良い条件での譲渡の可能性が高まるとともに、買収候補先にとっても譲渡案件を適時に把握でき、すぐに買収に参加できることとなり、双方にメリットがあります。このような「M&A市場SMART」の利点を生かし、顧客満足を一層高められるよう、継続的にWEBサイトの更新・強化を図ることで「M&A市場SMART」の利便性を高めるとともに、より多くの企業から「M&A市場SMART」を経由して買収候補先を獲得できるよう、その普及に努めてまいります。

#### ⑥買収ニーズ情報の有効活用及び買収希望企業への積極的な提案

当社では日々多くの買収希望企業から問い合わせを受け、収集した買収ニーズ情報はデータベースに蓄積しております。データベース化した買収ニーズ情報を有効活用することは、「M&A市場SMART」によるマッチングと合わせ、譲渡希望先により良い相手先とのマッチング機会を提供するとともに、買収希望企業にもより多くの買収を検討する機会を提供することとなります。今後はさらに買収ニーズ情報を多くデータベースに蓄積するとともに、データベースをより利用しやすい環境に整備し、適時に提案できるよう努めてまいります。

#### ⑦案件の進捗管理

業績目標を達成する上では、個々案件の成約に向けた進捗管理が重要な課題になると認識しておりますが、案件の成約時期については、譲渡希望先と買収候補先のそれぞれの意向や意思決定手続等により左右され、当社で完全にコントロールできない面もあります。また最近では、譲渡希望先と買収候補先のいずれかが大企業となるケースも増えており、以前に比べると成約までの期間が長期化する傾向にあります。

当社では、コンサルタントが成約目標時期を譲渡希望先と買収候補先に示すとともに、当事者の意思決定プロセスも考慮し、スケジュール化することで、成約までの期間がさらに長

期化することのないよう努めています。また全案件の進捗管理のため、毎週、案件の進捗状況を把握し、必要に応じた対策を図るようにしております。さらに、会計・法律などの専門家で構成された業務支援部を設置し、コンサルタントをサポートするとともに、専門知識が必要となる高度ないし複雑な案件も成約できる支援体制を整備しております。

これらの施策により、案件の進捗管理は徐々に改善されておりますが、さらに改善の余地はあると考え、継続的に管理体制の見直しに努めてまいります。

#### (5) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第20期	第21期	第22期	第23期 (当事業年度) 2019年8月期
		2016年8月期	2017年8月期	2018年8月期	
売上高	(千円)	2,006,916	3,092,644	3,743,742	5,077,679
経常利益	(千円)	790,197	1,144,641	1,355,297	1,889,643
当期純利益	(千円)	510,783	803,733	919,733	1,342,336
1株当たり当期純利益	(円)	30.31	43.39	47.52	69.86
総資産	(千円)	2,722,312	4,507,275	5,419,143	6,427,282
純資産	(千円)	2,258,184	3,744,594	4,513,844	5,162,181
1株当たり純資産額	(円)	126.63	193.48	233.01	270.00

(注) 当社は、2016年2月29日付で、普通株式1株につき500株の割合で、2016年12月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で、2018年6月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

#### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容（2019年8月31日現在）

事業	事業内容
M& A仲介事業	顧客間のM& Aを仲介、もしくはアドバイスし、顧客のM& A取引を創出しております。 またこれに付随して、顧客間でのM& A取引を検討するための判断材料の提供業務も行っております。具体的には企業評価、財務デューディリジェンス等の業務となります。

## (8) 主要なオフィス（2019年8月31日現在）

事業所	所在地
本社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 大手町フィナンシャルシティグランキューブ18階
札幌オフィス	北海道札幌市中央区北一条西四丁目2番2号 札幌ノースプラザ8階
仙台オフィス	宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目1番8号 パルシティ仙台2階
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋15階
大阪オフィス	大阪府大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号 本町南ガーデンシティ9階
高松オフィス	香川県高松市紺屋町9番地6 高松大同生命ビル5階
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目3番3号 明治安田渡辺ビル6階

(注) 大阪オフィスは2019年3月をもって移転いたしました。

## (9) 従業員の状況（2019年8月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
119名	44名増	34.8歳	2.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者を含んでおりません。

## (10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2019年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,354,200株  
(自己株式250,036株含む)
- (3) 株主数 4,158名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社K&Company	5,400,000株	28.27%
荒井 邦彦	4,097,000株	21.45%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	628,000株	3.29%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	591,800株	3.10%
石塚 辰八	577,800株	3.02%
三井住友信託銀行株式会社	554,000株	2.90%
鈴木 伸雄	540,000株	2.83%
大同生命保険株式会社	498,000株	2.61%
金田 和也	352,900株	1.85%
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES (IRELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	276,900株	1.45%

(注)持株比率は、自己株式250,036株を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年1月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式の取得に係る事項を決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ① 取得した株式の種類 普通株式
- ② 取得した株式の総数 250,000株
- ③ 取得価額の総額 518,541,200円
- ④ 取得期間 2019年1月29日から2019年2月21日まで

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(2) 当該事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容等の概要  
該当事項はありません。

### (3) その他の新株予約権等の状況

2017年11月30日開催の取締役会決議に基づき発行した第2回新株予約権

名称	第2回新株予約権	
発行決議日	2017年11月30日	
新株予約権の数	1,140個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 228,000株 (新株予約権1個につき200株)	
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,458円	
新株予約権の権利行使期間	2019年12月1日から2022年11月30日まで	
新株予約権の行使の条件	(注)	
割当先	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数：350個 目的となる株式数：70,000株 保有者数：2名
	従業員	新株予約権の数：790個 目的となる株式数：158,000株 保有者数：32名

#### (注) 新株予約権の行使条件

①新株予約権者は、2018年8月期における当社の損益計算書(当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結営業利益を参照する。)に記載された営業利益(本新株予約権の発行に伴い計上される費用を除くものとする。以下同様。)が13億円を超過しており、かつ2019年8月期または2020年8月期のいずれかの期における営業利益が20億円を超過した場合にのみ、新株予約権行使することができる。

なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参考すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年8月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	荒井邦彦		
取締役副社長	鈴木伸雄		(株)セルバンク 取締役 (株)ISホールディングス 取締役
取締役	金田和也	執行役員 企業情報部担当	
取締役	中村康一	執行役員 管理部担当	
取締役	田代正明		
取締役	神谷和彦		神谷和彦公認会計士事務所 代表 (株)ISホールディングス監査役 FDK(株)社外取締役(監査等委員)
常勤監査役	荒木二郎		
監査役	寿藤聰		税理士法人ブレイン綜合会計 代表 社員
監査役	黒松百亜		晴海協和法律事務所

- (注) 1 田代正明及び神谷和彦の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 荒木二郎、寿藤聰及び黒松百亜の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当社は、東京証券取引所に対し、田代正明、神谷和彦、荒木二郎、寿藤聰及び黒松百亜の5氏を独立役員として届け出しております。
- 4 常勤監査役荒木二郎氏は金融機関の経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しており、監査役寿藤聰氏は公認会計士及び税理士としての高い専門性と豊富な経験を有しております、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役田代正明氏及び社外取締役神谷和彦氏並びに社外監査役荒木二郎氏、社外監査役寿藤聰氏及び社外監査役黒松百亞氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	216,200千円 (10,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	16,800千円 (16,800千円)
合計	9名	233,000千円

(注) 1 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

2 2014年11月25日開催の第18回定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額400百万円以内、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内となっております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針

### (取締役)

当社の取締役の報酬は、基本報酬のほか、業績に対する経営責任を明確にする観点から、業績連動報酬を支給することとしております。取締役の基本報酬額については、役位、職務内容、職務量等を踏まえて、取締役会の決議により決定する方針としております。

取締役の業績連動報酬については、各事業年度の利益計画を図るとともに、事業の拡大・成長を推進するため、各事業年度の営業利益の目標達成度に応じ、営業利益額に応じた報酬体系としております。営業利益額とは、業績連動報酬控除前の営業利益に基づくものとしております。次頁業績連動報酬の上限額計算式に基づき、各取締役の業績貢献度及び取締役の報酬限度額等を踏まえ、取締役会決議により、具体的な支給額を決定しております。

業績連動報酬の上限額＝営業利益×業績達成係数※

※業績達成係数

- ①営業利益が期初計画を上回る場合：5%
- ②営業利益が期初計画の90%を下回る場合：0%
- ③営業利益が期初計画の90%以上100%以下の水準の場合：  
 $5\% \times (\text{達成率} - 90\%) / (100\% - 90\%)$

(注)上記の営業利益は、業績連動報酬控除前の営業利益に基づくものです。

(監査役)

監査役の報酬は、その職務の特性から、基本報酬のみを支給することとしております。監査役の基本報酬額については、監査役の協議により決定する方針としております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役神谷和彦氏は、神谷和彦公認会計士事務所の代表、(株)ISホールディングス監査役、及びFDK(株)社外取締役(監査等委員)を兼務、監査役寿藤聰氏は税理士法人ブレイン総合会計の代表社員を兼務、監査役黒松百亜氏は晴海協和法律事務所を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動内容

地位及び氏名	主な活動状況
取締役 田代正明	当事業年度に開催された取締役会には18回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験で培った知識や見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役 神谷和彦	当事業年度に開催された取締役会には18回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
常勤監査役 荒木二郎	当事業年度に開催された取締役会には18回の全てに、また、監査役会には14回の全てに出席し、主に金融機関を通じて培った知識や見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役 寿藤聰	当事業年度に開催された取締役会には18回の全てに、また、監査役会には14回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役 黒松百亜	当事業年度に開催された取締役会には18回の全てに、また、監査役会には14回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                           |          |
|---------------------------|----------|
| ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額   | 13,500千円 |
| ②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,500千円 |

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 監査役会は、当社規模、特異性及び監査日数等の諸要素を勘案し、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいづれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社では、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、当該方針に従い内部統制の整備・運用を図っております。基本方針については、環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は下記のとおりであります。

#### ①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令及び定款を遵守し、かつ社会的な要請や期待に応えていくことを企業倫理として醸成していき、コンプライアンス推進委員会を中心に、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
- ・取締役は、重大な法令違反や社内規程違反を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、必要に応じて外部専門家に協力いただきながら対応に努める。
- ・反社会的勢力との取引排除に向けて、反社会的勢力に対する基本方針を定め、社内に周知し、これらに該当する者に対して毅然とした態度で対応する。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書管理規程、営業秘密等管理規程を制定し、社内情報の保管・管理を行う。
- ・個人情報保護規程、情報システム管理運用規程等を制定し、安全に情報が管理される体制を構築する。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程を制定し、これに基づき、リスクの事前把握に努めるとともに、会社のリスク情報が社長に集約される仕組みを構築し、迅速かつ適切な組織対応を図る。
- ・法律事務所及びその他専門家から必要に応じて助言を受けるとともに、リスクに対して迅速な対応が図れるようこれらの者と密接な関係を構築する。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制に基づく職務執行の効率化を図る。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社に関係会社は存在しないものの、新たに関係会社が生じた場合には、遅滞なく関係会社の管理のための規程を制定し、適切な管理体制を構築するものとする。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、その使用人の独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合又は補助すべき使用人の増員を求めた場合、監査役と協議の上、適任と認められる使用人を配置する。
- ・監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合には、その使用人に対する指揮命令、監督、人事考課等の権限は監査役会に移譲されるものとする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・毎月定期的に取締役会を開催し、取締役から重要事項について報告を行うものとする。また、取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、隨時その職務の執行状況等を報告するものとする。更に、監査役は、定期的に社長との意見交換会を開催するとともに、定期的に管理部担当役員から業績等についての詳細報告を受ける。

⑧監査役の職務執行で生ずる費用又は債務に関する事項

- ・監査役会は、毎年、監査役の職務に関する予算を会社に請求できるものとし、また、予算が不足する場合には追加での費用を請求できるものとし、当社は、明らかに職務に関係ないと認められるものが含まれる場合等拒否事由がある場合を除き、これに応じる。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役は、監査役の監査環境の整備、向上に協力する。
- ・監査役は、管理部その他の各部門に対して、必要に応じて、監査への協力を求めることができる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

- ①取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、社外取締役2名が選任されております。また、コンプライアンス意識を高めるため、コンプライアンス推進委員会を開催するとともに、役職員に対し必要な研修を行っております。社内規程等は常時見直しを行い更新するとともに、その内容を周知し、常時確認できるようにしております。
- ②監査役会は14回開催され、全員が社外監査役により構成されております。監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

---

(注) 本事業報告中における記載数字は、金額・株数は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。

## 貸借対照表

2019年8月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>5,930,037</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,253,794</b>
現金及び預金	5,393,580	買掛金	105,482
売掛金	502,862	未払金	586,712
前払費用	33,375	未払費用	16,532
その他	3,236	未払法人税等	368,594
貸倒引当金	△3,016	預り金	21,199
<b>固定資産</b>	<b>497,244</b>	その他	155,272
<b>有形固定資産</b>	<b>92,914</b>	<b>固定負債</b>	<b>11,305</b>
建物	66,318	その他	11,305
工具、器具及び備品	26,596	<b>負債合計</b>	<b>1,265,100</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>884</b>	(純資産の部)	
ソフトウエア	884	<b>株主資本</b>	<b>5,155,122</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>403,444</b>	資本金	823,741
投資有価証券	163,128	資本剰余金	801,491
繰延税金資産	46,173	資本準備金	801,491
その他	194,141	利益剰余金	4,048,506
<b>資産合計</b>	<b>6,427,282</b>	その他利益剰余金	4,048,506
		繰越利益剰余金	4,048,506
		<b>自己株式</b>	<b>△518,618</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,955</b>
		その他有価証券評価差額金	2,955
		<b>新株予約権</b>	<b>4,104</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>5,162,181</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>6,427,282</b>

## 損 益 計 算 書

(自 2018年9月1日  
至 2019年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,077,679
売上原価		1,910,168
売上総利益		3,167,510
販売費及び一般管理費		1,280,527
営業利益		1,886,983
営業外収益		
受取利息	171	
受取配当金	3,525	3,696
営業外費用		
自己株式取得費用	1,037	1,037
経常利益		1,889,643
特別利益		
新株予約権戻入益	90	90
税引前当期純利益		1,889,733
法人税、住民税及び事業税	553,975	
法人税等調整額	△6,578	547,396
当期純利益		1,342,336

## 株主資本等変動計算書

(自 2018年9月1日  
至 2019年8月31日)

(単位：千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金		利益剰余金		その他 利益剰余金 合計	利益剰余金 合計				
	資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 合計	繰越利益 剰余金						
当期首残高	823,741	801,491	801,491	2,880,358	2,880,358	—	—	4,505,591		
当期変動額										
剰余金の配当				△174,187	△174,187			△174,187		
当期純利益				1,342,336	1,342,336			1,342,336		
自己株式の取得						△518,618	△518,618			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	1,168,148	1,168,148	△518,618	649,530			
当期末残高	823,741	801,491	801,491	4,048,506	4,048,506	△518,618	5,155,122			

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	4,058	4,058	4,194	4,513,844
当期変動額				
剰余金の配当				△174,187
当期純利益				1,342,336
自己株式の取得				△518,618
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,102	△1,102	△90	△1,192
当期変動額合計	△1,102	△1,102	△90	648,337
当期末残高	2,955	2,955	4,104	5,162,181

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2019年10月18日

株式会社ストライク  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 植 名 弘㊞  
業務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 和 久 友 子㊞  
業務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ストライクの2018年9月1日から2019年8月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年9月1日から2019年8月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年10月23日

株式会社ストライク 監査役会  
 常勤監査役 (社外監査役) 荒木二郎印  
 監査役 (社外監査役) 寿藤聰印  
 監査役 (社外監査役) 黒松百亞印

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場

東京都千代田区大手町一丁目9番7号

**大手町フィナンシャルシティ サウスタワー3階  
カンファレンスセンター ホール1**



交通のご案内

**地下鉄 … 丸ノ内線・半蔵門線・千代田線・東西線・都営三田線**

**大手町駅「A1出口」直結**

C1出口ご利用の際は、地上からお越しください。

**JR……… 東京駅「丸の内北口」徒歩約7分**

◎本総会専用の駐車場、駐輪場はご用意しておりませんので、ご了承ください。

**UD  
FONT**